

11月は「ねんきん月間」です



国民年金Q&A

～あなたの疑問に答えます～

*国民年金のご相談・お問い合わせは下記へ

★市民課 ☎ 1114

★市民福祉課 ☎ 1331 (内線333)

★熊谷年金事務所 ☎ 048-522-5158

※回答内容は、今後の制度改正等により最新の状況と異なる場合がありますので、ご了承ください。

よくある質問Q&A

Q 年金手帳を紛失してしまいました。どうしたらいいですか？

A 再交付の手続きをしてください。

第1号被保険者の人は、市の窓口又は熊谷年金事務所で手続きができます。第2号被保険者の人は勤務先、第3号被保険者の人は配偶者の勤務先へ申し出てください。

Q 年金受給者が亡くなりました。どのような手続きが必要ですか？

A 国民年金のみを受給していた場合は、市の窓口又は熊谷年金事務所で受給権者死亡届と未支給年金請求の届け出をしてください。その場合、亡くなった人と生計を共にしていた親族が請求者となります。該当者がいない場合は死亡届のみの手続きをしてください。

厚生年金の受給者は熊谷年金事務所、共済年金の受給者は各共済組合へ届け出をしてください。

Q 58歳で会社を早期退職しましたが、年金の受給資格期間は満たしているのに、国民年金には加入しなくてもいいですか？

A 日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人はすべて国民年金に加入することになっています。厚生年金の資格を喪失したことがわかる書類を持参して市の窓口で加入手続きをしてください。納めた保険料は基礎年金額に上乗せされますので、無駄になることはありません。

Q 年金の受給者ですが、引っ越しで住所が変わりました。どうしたらいいですか？

A 住民票の住所変更とは別に、年金の住所変更の届け出が必要です。住所変更届出用紙は市の窓口及び年金事務所にあります。(共済年金の人は、各共済組合にお問い合わせください。)

障害基礎年金Q&A

Q 障害基礎年金はどのようなときに受けられるのですか？

A 国民年金に加入している間にかかった病気やケガがもとで一定以上の障害が残った人で、納付要件を満たしている場合は、障害基礎年金を受けることができます。

Q 子どもの頃から障害があります。障害基礎年金を受けることができますか？

A 障害基礎年金は、国民年金に加入している間にかかった病気やケガだけでなく、子どもの頃の病気やケガがもとで一定以上の障害が残った場合も20歳から障害基礎年金を受けることができます。

※障害基礎年金には1級と2級があり、障害の程度によって決まります。詳しくは市民課又は熊谷年金事務所にご相談ください

納付した国民年金保険料は、確定申告等をするときに社会保険料控除の対象になります。

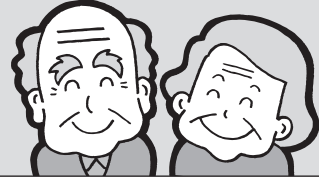
平成24年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した人は、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が10月下旬から11月上旬に日本年金機構から送付されます。（10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付した人は、平成25年1月下旬に送付されます。）

年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書を添付して下さい。

*「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのお問い合わせは下記へ

★控除証明専用ダイヤル ☎ 0570-070-117、IP電話 ☎ 03-6700-1130

老齡基礎年金Q&A



Q 私は年金を受け取れますか？

A 老齡基礎年金は、国民年金・厚生年金・共済年金を納付した期間、保険料免除期間・学生特例、若年者納付猶予期間及びカラ期間を合わせて25年（300月）以上ある人が、65歳から受け取れます。

※カラ期間とは、厚生年金等の加入者の配偶者が昭和61年3月以前に任意加入しなかった期間などのことです。

Q 老齡基礎年金はいくらもらえますか？

A 保険料を納付した期間と保険料免除等承認期間によって決まります。仮に、20歳から60歳までの40年間保険料をすべて納付した場合は、月額78万6500円（平成24年度）です。

Q 年金をもらうには、手続きが必要ですか？

A 必要です。老齡基礎年金の受給資格がある人には、「裁定請求書」が年金事務所から送付されます。第1号被保険者期間のみの人は、市の窓口で手続きができます。第3号被保険者期間や厚生年金期間がある人は、年金事務所で行ってください。

※「裁定請求書」の送付時期は、60歳（厚生年金期間が1年以上ある人）又は65歳（厚生年金期間が1年未満の人や国民年金期間のみの人）到達月の3カ月前です。

Q 現在受け取っている老齡基礎年金を増やしたいのですが、後納制度を利用して保険料を納めることはできますか？

A 既に老齡基礎年金を受給している人（繰り上げにより受給されている人も含みます。）や65歳以上で老齡基礎年金の受給資格がある人が、年金額を増額するために後納制度を利用することはできません。

Q 「国民年金保険料の納付可能期間延長のお知らせ」が届きました。このお知らせはどのようなものですか？

A 平成24年10月1日から3年間に限って、国民年金保険料の納付可能な期間が2年間から10年間に延長（後納制度）されたため、過去10年間に保険料の未納期間がある人や国民年金の未加入期間がある人を対象に、後納制度の内容と保険料の納付可能期間について、ご案内しています。保険料の納付をご希望の場合は、年金事務所まで申請してください。

Q 60歳になったときに、受給資格期間を満たしていない場合はどうしたらいいですか？

A 60歳の誕生日の前日から加入できる「高齢任意加入」という制度で納付期間を増やすことができます。受給権を得るだけでなく、20歳から60歳までの間に未納期間などがある人は、将来受け取る年金を満額に近づけることにもなります。

また、65歳になっても受給資格が満たされない人は、特例で70歳まで加入することができます。この場合、受給権が発生した時点で資格は喪失となります。（免除申請はできません。）

Q 受け取る年金額を増やす方法はありますか？

A 「付加年金制度」をご利用ください。国民年金の第1号被保険者で、毎月の国民年金保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納めることで、将来、老齡基礎年金と併せて付加年金を受給することができます。付加年金の受給金額は、付加年金を納めた月数に200円を乗じた金額です。（国民年金基金加入者は加入できません。）

Q 65歳前に老齡基礎年金を受け取ることができますか？

A 希望すれば60歳から減額された年金を受け取ることができます。ただし、障害者になったときに障害基礎年金を請求できないなどのデメリットがありますので、請求する際にはご注意ください。

Q 私宛てに「国民年金保険料の納付可能期間延長のお知らせ」が送付されてきましたが、家族にはまだ届きません。なぜでしょうか？

A 「国民年金保険料の納付可能期間延長のお知らせ」は、保険料の納め忘れ等がある対象者全員に送付されますが、納め忘れなどの期間が古い人や年齢の高い人から順次送付しています。対象者でお知らせが届かない人は、しばらくお待ちください。お知らせが届いていなくても、後納制度を利用して保険料を納めることはできますので、年金手帳をご用意のうえ、年金事務所まで申請してください。

※後納制度は事前の申し込みが必要です。また、審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。